

科学研究費成果報告書「日本近代史料情報機関設立の総括的かつ細目に関する研究」(基盤研究(B)(1)、平成13・14年度、代表者伊藤隆、課題番号:13490012)

8. 茶園 義男氏

ちやえん・よしお 平成昭和研究所所長(文博)、パシフィック・ウェスタン大学名誉教授

日時:2001年11月6日

出席者:伊藤隆 季武嘉也 小池聖一 梶田明宏 服部龍二 伊藤光一 赤川博昭
戸高一成 萩谷茂行 山本清明 笹本妙子 武田知己 大久保文彦 黄栄光
西藤要子 鹿島晶子 高山京子 エバ・ルトコフスカ 高橋初恵

【要旨】

歴史的な概念構成期における誤謬の発生とその定着について

——事実検証; 2・26事件から極東国際軍事裁判まで——

極東国際軍事裁判(東京裁判)は、その判決文A部第二章の中で、「本裁判とニュールンベルグ裁判とその条例が、重要な点においてすべて同一であることにかんがみ、本裁判所はニュールンベルグ裁判所の意見であって本件に関係あるものには、無条件の賛意を表すものである」と恰もそれが真実であるかのように堂々と述べているが、これは真っ赤な大嘘である。

この文章は、雄松堂書店から出ている『極東国際軍事裁判速記録』(第10巻)のp.590~591に跨って載っているのが誰でも見ることができるが、英文速記録ではどのようなになっているのか対応部分を示しておこう。この速記は現在未公開で法務省の倉庫に眠っているもので、引用は若干珍しいだろう。“In view the fact that in all material respects the Characters of this Tribunal and Nuremberg Tribunal are identical, this Tribunal prefers to express its unqualified adherence to the relevant opinions of the Nuremberg Tribunal.”

---やはり、両条約は全ての基本見解(all material respects)に於いて同一(identical)と云うのである。然し乍ら両条約の中では特に重要な「罪状項目」がすっかり違うのである。具体的に云えばニュールンベルグの第6条、東京裁判第5条の犯罪に関する管轄権(Jurisdiction)…この相違は、全く比較を絶する態のものと云っても過言ではない。何故このような二枚舌が世界史の中に堂々と通用して行くのか? 解明は急を要する。

もう一つ速記録を挙げよう。これは昭和11年5月6日(水)の第69回帝国議会衆議院秘密会議のもので、現在国立国会図書館が保蔵する。その314頁に陸相寺内寿一大将の発言がある。これは後世種々の疑惑と憶測を生んだ「陸軍大臣告示(2・26事件)」に関する風見議員の質問への釈明で、そのまま写せば次の通りである。「陸軍大臣ノ告示ナルモノハ、今仰シヤイマシタモノトハ、内容モ間違ツテ誤リ伝ヘラレタルモノト思ヒマス、

当時陸軍大臣ノ告示ナルモノハ無イノデアリマス」…質問者も「全ク一個ノ流言ニ過ギナカツタコトハ、確ニ私モ了承シマス、流言デアツタコトヲ喜ビマス」とあっさり退きさがり、茶番程度で終わったが…歴史はそれを認めない。

それはガリ版刷怪文書「陸軍大臣告示」として事件当初から存在し、その文中の一語句「行動」を巡って種々の葛藤があり、軍法会議も又これを保管した。以来65年を経た今日でもその真相は見え、平成13年2月NHK『その時歴史は動いた』は字幕として「陸軍大臣告示というものはないのでございます」を添え、寺内大臣を映写し「有ったものを無かったと云いくるめる旧陸軍の体質」との解説である。これは大きな解説ミス！実際「陸軍大臣告示」なるものは重大な改竄文書で、歴史は永らく騙され続けてきた。帝国議会に於ける陸相発言「陸軍大臣ノ告示ナルモノハ無イノデアリマス」と云うのが、全くの真相なのである。

筆者は、平成昭和研究所を主宰し過去に於いて、以上の他2・26事件奉勅命令（陸海軍16通）、陸軍報道班員親泊大佐の遺書、終戦詔勅原案、スガモプリズン米軍管理文書、戦犯裁判原本等第一次資料の発掘に努めてきた。その成果の一部に就いて、具体的事実の再検証を含めつつ申し述べてみたいと考えるのである。

【序】 教育勅語の「アレハ」〈文末参考資料（I）〉

伊藤 では、時間になりましたので始めます。最初に武田君から、きょうの講師の茶園さんについてご紹介をお願いします。

武田 きょうは茶園義男先生にご報告いただくということです。別の研究会で茶園先生とご一緒させていただくことがあって、その時に、きょうお話になるような2・26から東京裁判の話をお聞かせいただいたので、ぜひこの研究会でも発表していただけないかというふうをお願いをして、徳島からはるばるお越しいただきました。レジメも大変に細かいレジメがありますので、楽しみにしております。では茶園先生、よろしく願いいたします。

茶園 私、ご紹介いただきました茶園でございます。きょう徳島から出てきたんではございませんで、ちょっと前に広島学会でも発表して回ってきましたので、だいぶ足のほうが疲れて不自由になっておりますが、これは内部からきておるものではございません。怪我でございますので、頭のなかはしっかりしておるだろうと、自分では思っております(笑)。それでも物忘れが多くて、きょうも国会図書館で重要資料を見せてもらいに行き、「カードを出しなさい」と。「カードって何ですか」「いや、入口でもらったでしょう」と。「そんなもの、もらわない」と言ったら、ちゃんとポケットに入っていたということで、笑われましたが……。

そういうことをちょっと前置きしておきますが、大変な課題を申しつけられまして、皆さまのお考えに沿うことができるかどうかわかりませんが、話としましてはざっくばらんに、隠し立てのないところを話をせよというようなお話ですので、自慢を交えたり愚痴も

こぼしたり、そうさせていただきたいと思ひまして、安心をしてくれているわけでございます。

徳島を出たのが11月3日の朝であります、その前に、10月30日というのはご存じのように教育勅語の発布された日であります。明治23年10月30日ですね。この時の文部大臣は徳島県出身なんです。芳川顕正伯爵です。芳川というのは吉野川からとって、自分が家を新設しましたので、芳川というんですね。この「よし」は「芳」でございます。徳島県では一流の歴史家と思われ、多くの書も読んでる人が「吉川」と書いておるのでありますが、そこ（レジメ）へ入れてあります。これは、私の出発前にキリストの会でちょっと話しましたものがありましたので特に持参しましたが、「文法から見た教育勅語」でございます。きょうのお話と関連があります。

最初の幕開きにちょっとご紹介いたしますが、教育勅語のなかに「一旦緩急アレハ」という、「アレハ」と書いてありますけれども、これは「あれば」と読むんですが、「アレハ」というのはこれで間違いではないんです。「アレハ」を間違いだということが密かに囁かれているんですけども、これは「アレハ」でいいんです。ところが、「これはアラハ（あらば）だ」ということを新聞に大々的に書いた方が、半藤一利さんです。文末参考資料の⑦に出ていますが、これが今年の10月30日です。「アレハ」と「アラハ」は大いに違います。

どう違うかと申しますと、口語であれば未然形も已然形も「…あれば」なんですね。ところが文語は、「…アラハ」と「…アレハ」は大違いであります。「…アレハ」というのは已然形ですから、「あるから」なんですね。「…アラハ」は「あるならば」ですね。これはもうはっきりしている。戦前も戦後の区別は何もありません。ところが教育勅語原本は、「緩急アレハ」①であります。だからこれは、「あるから」でなくちゃいけないんです。「一旦緩急があるならば義勇公に奉じ」ではなく、「一旦（一応）緩と急があるから」なんですね。

話をちょっと別の面からお話ししますが、宮沢賢治の詩の「一日玄米四合」というのが戦争中に、三合の配給に合わせて文部省が「一日玄米三合」と言って笑われましたが、これも同じなんです。解釈のほうに立って、「一旦緩急あらば」のように解釈されているんですね。「ひとたび戦争が起こるならば」となる訳です。緩急の「緩」は平和なんです。よね。「急」は戦争なんです。ところが「急」のほうに主な意味になって、「緩」は軽く添え物だというふうな解説なんですね。だから、「一旦戦争が起きたならば」ということになるわけです。その時は義勇を奮って、勇気を奮って戦えと—こういう思し召しであるというのが、われわれが小さい時から学んできた教育勅語の解釈であります。

ところが、はっきり申し上げてそれは間違いなんです。「あらば」ではないんです。だから「アラハ」とするなら、「玄米四合」を「三合」に直したのと同じなんです。これ、半藤さんが新聞の「歴史のロゴス」欄でやってる。私、半藤さんに電話したんですよ。そうしたら、「いやあ、そう言われてみればそうだ。小さい時から『あれば』で育てているのに、ある高名な学者から『あらば』でないといかんと言われた。それで僕は『あらば』としておった」と。何を言うのか呆れ返ってしまいますよ。

しかしそれはそれとしまして、ちょっと解釈を申し上げますと、ここには私の友人のお坊さんがおりますが、彼に教えてもらった『歎異抄』③です。親鸞さんのことを書いた語録ですね。「善人なをもて往生をとぐ、いはんや悪人をや。しかるを世の人つねにいはいはく、悪人なを往生す、いかにいわんや善人をやと。この條、一旦そのいはれあるに似たれども」……この「一旦」は「ひとたび」という意味ではないんです。「一応」という意味であります。「一応それは理屈があるように見えるけれども」という意味であります。

従って、教育勅語に出てくる「一旦」もそれでもあります。「一応」ですネ。「一応、この世の中には緩と急があるが……」と。「あるように見えるけれども」という意味も含まれますね。しかしながら、緩も急も両方同じに大事なんだから、特に平和な時こそ危ない。勝って兜の緒を締めるでなければならぬのですね。平和はもっとも重要であります。その緩の時一平和の時には義を立てる。義というのは何かということは大変に問題がありますが、とにかく義を立てる。戦う時は勇を鼓して戦えと。こういう意味なのであって、平和あるいは戦争に関わらず、われわれは心構えをもって対処していかなければならないという教えであるというふうに、私は解釈をするわけでございます。私がするわけではなくて、大正期まではそうなっています。その文献（東京帝大教授・建部遯吾『教育勅語新衍義』大正14年刊）を持っております。ですから、間違いないだろうと私は思っております。昭和期の軍国主義者たちが、自己のためにねじ曲げて混同しているわけなんですネ。実を申しますと、文語体も口語体と同じく未然・已然の別なく「アレハ」でよいのだと云う俗説が無いわけではない。一步退ってこの見解に与するとすれば、勅語原文そのものを「アラハ」とするのは、玄米三合説より更に罪が深いと云うべきでありましょう。

こういうふうに申し上げることを皮切りにいたしましてお話し申し上げますと、最初に何からお話し申し上げますかと申しますと……。時間のご指定をいただいております、1時間しゃべって1時間を質問というようなお話ですが、これをちょっと変えさせていただきますまして、初めに2・26を30分ぐらいお話をさせていただきます、ご質問を30分受けます。それから次に東京裁判があと30分・30分で、いかがでございましょうか。

伊藤 はい、けっこうです。

1 2・26事件における「陸相布告」〈文末参考資料（Ⅱ）〉

茶園 そういうふうにさせていただきましたならば、わりあい意が通るのではないかと思います。

では、いまのようなことで申し上げますと、2・26事件でもたくさん間違いがそのまま現在、残っておるわけですね。というのは、疑問の形で残っております、「それ、どうかな」というのがたくさんあるんです。特にそのなかで、いわゆる「陸軍大臣告示」というものがあります。皆さんもご覧になったかと思いますが、今年（平成13年）2月にやりましたNHKの『その時歴史は動いた』のなかで、松平さんと井出孫六さんが話をしている。松平さんが言われるのには……あれは解説ですから、スタッフが仕組んだのでありましょうが、まず画面に2・26の直後に出た寺内陸軍大臣の画像が出まして、その横に「陸軍大臣の告示というものはなかったのでございます」と、こうはっきりスーパ

一が出るわけなんです。皆さんそれをご覧になったかどうかは別といたしまして、そう思ってください。

松平さんが何を言うかと聞いておりますと、『陸軍大臣告示』というのは歴史の上で明らかにあるんだ」と。寺内寿一陸軍大臣がどこで喋っているかと云いますと、当時の議会の秘密会で喋っておるわけです。5月6日でしたか。ここでもわかるように陸軍は、そうはっきり明々白々にあった「大臣告示」を、秘密会議において「そんなものはなかったのであります」というようなことを言う、そういう体質を持っているんだと。従って、そういう陸軍が主体となった、陸軍大臣が長官となってやった軍法会議なんていうものは全部だめなんだと。こういう結論なんですね。そういう言い方、見方をNHKはして、話を進めていくわけでありませう。

ところが現在、私の調査と研究の結果では、「陸軍大臣告示」なるものはなかったのであります。完全にありませんでした。陸軍大臣の言った通りであります。なぜそういうことを私は申し上げるかと言いますと、じつは「陸軍大臣告示」と言われるものの基本、根本は、「陸軍大臣ヨリ」というメモ風の文書であります。それがまた面白いんですよ。人に話しますと、「陸軍大臣ヨリという告示なんだ。だから陸軍大臣告示なんだ」と言われると、だいたいの人にはなるほどと感心なさいませう。違うんです。「陸軍大臣告示」と「陸軍大臣ヨリ」とは、大いに違う。

それでは、その「陸軍大臣告示」なるものが本当は「陸軍大臣ヨリ」であるということがなぜわかったのか、ということが基本になります。じつは65年目に私が本物を見つけたのであります。その本物を見つけたものは、文末資料のなかにカラーで入っているものがございませう(③)が、それをご覧ください。これが、65年目に見つけたものであります。本物のカラーコピー(原寸)を回しますからご覧ください。これが私の発見いたしました「陸軍大臣ヨリ」でございませう。原本はB4判ガリ版刷りで、ここに受付スタンプがありますが、このスタンプの11年というのは、平成11年ではありません。昭和11年であります。2月27日——すなわち、26日に出たものが軍事郵便で郵送されていきますので、それが横須賀にあった東京湾要塞司令部に到達したのが27日……。それで、受付スタンプ(第77号)が出てきたんです。これはもう、どなたも否定できない事実であります。

しかも、これには送り状が付いております。それが、東京警備司令部の安井参謀長の送達通牒なんですネ。そのなかには有名な軍隊に対する告示、「おまえたちを警備隊に編入する」という命令書も付いている。この3枚が揃って出てきたんです。残念ながら封筒がないんです。封筒があればなおいいんですが、封筒は文書綴りのため、なかった。これはある兵士が終戦時、「東京湾要塞司令部の書類を焼け」と命じられたものを隠して持っておって、私に渡してくれたものです。65年目に出てきたんです。これをお返しします。これはコピーでございませうから。本物は本人に返しております。

「陸軍大臣告示」については、もう揉みに揉んでおります。澤地久枝女史の書物によると、あの人は2・26をずいぶんやっていますから、今年の連休に澤地さんが私のことを聞き伝えて、東京から来ました。資料を見たいと。2日間、おられました。そして、いろ

いろな終戦の時の資料など、こういうものをみんな見て、えらい感心して帰られました。実はきょう、私が話をするというので、澤地さんもお出でになることになってたんですよ。それを私が日を間違っ、明日の7日と言ってあったために、夕べの夜中に電話で「私が間違っておった」ということを言ったんですが、「もうそれはだめだ」ということで、きょうはお出でになりませんでした。あの方は作家としてはノンフィクションでたくさん書いておられますが、非常に正確な資料です。ご自分で見なければというので来られたんですね。どこへでもみな飛んでいくと言っていました。その方もこれを見て、「これはもう間違いない」というようなお話だったんですが。

さらについでのこと……これなんかは私の努力を自慢そうに自分でも言うので、ちょっとお聞き苦しいと思いますが、許してください。2・26の書類に関して、東京地検にあることは皆さんご存じでございますね。ところが澤地さんも、2・26事件の東京裁判記録の地検にあるのは、コピーでしか見ていないというんです。じゃあ、私は本物を見てこようというので、ずいぶん長い間苦勞をいたしまして、あそこの検察事務官のいろいろな世話がありまして、昨日、実際に手に取って見てまいりました。そして中を調べてみましたが、この本物はありません。これは当然で、軍法会議にも出ていないんですから。なぜ出ていないかということをお話しすればいいのではないかと思います。いまお返ししておりますものは、じつは正式には、当時3通しかなかったんです。1つは第一師団司令部に送られております。それからもう1通は、近衛師団司令部に送られております。もう1通がこの東京湾要塞司令部に送られている。これがそのものであります。

それはなぜかと申しますと、当時の戦時警備令下にあつては、東京警備司令部の下にいまの3つの司令部は隷属することになっておったからです。そこで、いま申し上げましたようなことでそれぞれに送られたのですが、じつは第一師団長は、第一師団が主として反乱軍に入っていますから、「これはいいものが来た。われわれのことを陛下がお認めになったんだ」というので、これを「陸軍大臣告示」と書き直して配付したんです。これがたくさん残っていて、これが軍法会議に行っておるんです。その第一師団司令部が書き直したものが、現在残っておる資料であります。

それでは近衛師団はどうしたか。近衛師団の橋本虎之助中将は、「こんなもの、怪文書だ。捨ててしまえ」というような感じなんですね。あの方はだいたいにおいて皇道派ではありませんでしたから、そういうような態度をとったために、おそらく破棄したのであろうと言われているんです。

〔特注〕この間の事情については、当時の警視庁特高部長安倍源基（終戦時内務大臣）がその著『昭和動乱の真相』（原書房・昭和52年刊）pp. 165～166で明らかにしている。

それで軍法会議の匂坂検察官あたりが中心になって、本物の「陸軍大臣ヨリ」を捜したのでありますが、出せない。第一師団は改竄して流しておるものですから、本物を出しそびれたと、私は思います。近衛師団は、いま言ったように廃棄したらしいので出せない。その経緯をはっきり確かめるために、昨日地検に行つて、“ニセモノ”の実物を……。資料綴り第33巻で厚さ10センチぐらいもあります。見せてもらおうと思つて苦勞して行きましたけど、自由に見せてくれないんですよ。私が望んでおるところの6枚だけ。検察事

務官が座っているんですネ。「ちょっとあっちへ行かないかな」と思っておってもだめですね、ジーンと私のことを見てるんです。そして、そこだけを見せる。で、見たところ、私が思っておった通り、本物は出ておりません。偽物の「大臣告示」が綴り込まれております。そののちを後からご質問に応じて詳しくお話をしたいと思いますのですが、少し先走って申しますと、文末資料の④が入ってるんですネ。

さて、そこでもうひとつ、右下にやはり、カラーコピー〈②'〉が入っております。この実物は匂坂検察官が持っておったものでありまして、いま国会図書館に入っております。白黒の写真版が、澤地さんなんか編集しました『検察秘録／2・26事件（IV）匂坂資料』（角川書店、平成3年）のpp. 142～143に見開きで入っています。その写真版を色分けしますとこういうものができ上がってまいります。ここにございますが、こういうものができ上がってくるんです。後でこれもお返しします。これは私が実物に模して作ったレプリカであります。

しかも、NHKがこの間やりました画面のなかで、この文面も出てまいります。これは、この画面とピタリ一致します。ですから、検事は偉いからなかなかそこまでは言えませんが、検察官の事務官は若いし、「先生、先生」と言ってくれますので、「あんた方、NHKには映させておいて〈映像⑤〉、私に本物を見せないとは……」というようなことを言ったんですよ。それでどうとう見せることになって、検事正からは「ここだけしか見せちゃいかんぞ」というわけで、「これを他所に流して人を誹謗したりはいたしません」という一筆を入れるというので誓約書も入れて、しかも「この様な誓約書を出しましたということのためにコピーを取ってくれませんか」と言ったら、「絶対にそんなことはできません」と、こうなんですからね。検察庁ほど喧しいところも知りませんですネ。

今お返し中のカラーコピー（縮小したものが②'）は、きょう国会図書館に実物を見に行きとったものです。国会図書館では、わりあい簡単に見せてくれるんです。見せてもらったものを、このコピーと対比してみました。まったく寸分違いはありません。色も。しかも、なぜ私がこれをここまで見なければならぬかと申しますと、この大きさでは寸法がわかりません。これは半紙大であるんですが、こうやってみますと大体はわかりませんが、これでもちょっと小さいんです。上下2センチ違います。だいたいこれを上下2センチ広げるような、普通のB4版の用紙であります。それから紙の質ですネ。そして、又、一体この黒字は何で書いてあるのか。これ、ガリ版なんです。それから、赤字は何で書いてあるのか。これが問題なんです。きょう実物を見るまでもなく、赤字であるということはわかっていたんです。ガリ版を皆さんはお使いになったことがあると思いますが、ガリ版は簡単に訂正できるんです。元の文書の上に油紙を載せて、その上から鉄筆で書いて、そしてこれを置いて上から赤で刷ればできるんです。そうであるならば、これは何枚も取れたことになります。この上から赤鉛筆とか、あるいは赤インクとかで書いたのであれば、1枚が最低単位になりますから、この色は何で入れたのかということはどうしても見なければならぬ。

きょう皆さま方にお話しするまでに、そこまでを押さえておかなければ話ができないぞと思って、きょう行きました。だいが捜しました。わりあい簡単に捜させてくれるんで

すけれども、そこにあるのが膨大なんです。幸い、目録ができていましたから、目録で勝手にあたっていくと、何十枚目かに出てきました。これは簡単に皆さんもご覧になることができます。これを縮めたのが、皆さま方のところにある書類の写し〈②'〉でございます。

そこではっきり申し上げられることは、澤地さんは「大臣告示など12種類」と言っておられますが、その中で、今日のレジメの中のカラー印刷分（黒太枠囲み）は実物だと確定できます。この場合、そうしますと、自動的に他のものの真偽は全部確定するんです。要するに、ここで云えば、この〈②'〉から訂正の赤を除いたら原文が出るんです。ですから、上の①は原文であります。それから、この最後に書いてある3行は、匂坂検察官がこの経緯を鉛筆書きで書き込んだものであります。その鉛筆書きと赤で書いたものを全部のけたら、原文が出てまいります。それが①であります。これはもう間違いないということです。この①を香椎警備司令官が電話で宮中から安井参謀長に送っているんです。それはもうわかっておりますから、私がワープロにしました。②です。この①から②への宮中からの送信に当り、明らかな誤字—「趣口」、「弊風」は「趣旨」、「弊風」と訂正され、又「国體」は「国体」と略字化されています。

宮中と申しますが、宮中というのはもうご存じでしょうが、現在の皇居を宮中とは申しません。皇居のなかにある天皇の御殿を宮中というんですね。皇居のなかを宮中と思われるかもしれませんが。陸軍省とか陸軍参謀本部はみな反乱軍に占領されておるわけですから、そこで事務をとるわけにいきませんから全部宮中に入って、明治宮殿の東溜まりの間で軍事参議官の会議なんかをやっていますから、宮中にてといったらそういう意味なんです。天皇の許可を得たという意味ではありません。

宮中から警備司令部への伝達は電話です。警備司令部から三司令部へは電話で伝えた上で、文書を届けております。三司令部とは、前述のように第一師団長と近衛師団長と東京湾要塞司令部です。この時の発令文書が③であります。これが正式のもので唯一つ東京湾要塞司令部に残され、戦後も大切に保管されていた横須賀市在住の地方史家・手塚五郎氏が私に託してきたものです。実に六十五年目の出現であり、“世紀の発見”と喧伝された貴重文書です。

さて、ここからが肝心の話となります。この③が改竄されて④が生まれる。③の五項目には「大御心ニ待ツ」とありますが、この「待ツ」というのは単なるウエイト（wait）ですから、期待する（expect）の意を含む「俟ツ」でなければならんが、これが違ってきている。ところがこれを受けた第一師団司令部は、「これはいいものが来た」というので、発令日時・発令者を除き、「大臣ヨリ」を「告示」に変えて書き直したのがその下の④であります。その時には、「待ツ」は正しい「俟ツ」を書き込んでおりますし、訂正の意図は不明ですが、「恐懼」を「恐惶」と直したものをそこに示してありますが、そういうふうで改竄したものが出てきたわけです。それが現在に於いて、多く残っておるんです。だから、日本史の資料集をお出しになっておる先生方のなかにも何人か、「今度、僕の資料集は書き換える」というお言葉をいただいておりますので、喜んでおるわけでございます。

そこでもうひとつだけ申し上げますと、さらに①から下へ向かって、香椎司令官が電話で送った後で書き直されるんです。それが②'です。その時に「真意」に変わる。これを

清書しまして——清書したのは陸軍大臣の秘書官小松光彦さんで（『歴史と人物』昭和56年2月号）、これを山下少将が持って反乱軍幹部の説得に行くんです。これを読み上げた。それが、③'です。だから、反乱軍の幹部が聞いたのは「真意」であります。ところが兵隊さんのところへ流れていった文書〈④〉は、前述の様に「諸子ノ行動」になっておりますね。このように、両方どちらもが歴史的に正しいので、誰が書き誤ったのでもありません。勿論、警備司令官香椎中将が書き直したのではなく、彼自身の手記（『2・26事件私記』）に云う通りです。この手記は全文、近く出版予定の拙著『図説／二・二六事件』（日本図書センター）にて復刻公表される。

私は、福岡の香椎中将の家まで行きました。いちばん下の娘さんが生きていて、手記なんかをだいぶ持っておられたので見せてもらいまして、執筆に使いました。香椎中将も、最後まで悩むというより、終いには諦めとったらしいですね。みんなが「あれが悪いことをしたんだ。書き直したんだ」というようなことで。いまのを見ていただくと、香椎中将側は全然書き直していないんですネ。彼の経路は'でないほうの①、②、③ですね。山下少将の方は①、②'、③'です。

時間が4時に近くなりましたので、私の2・26の問題は、ご質問に対してお答えをするという形で結末をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

伊藤 ありがとうございます。せつかく茶園さんが自慢なされたので、私も自慢をさせていただきますと、昔都立大に私がおりました頃に大学院生だった北博昭君というのが、別の文書で東京地検にあるということを確認してきて、交渉したのですが、あるということ認めない。それで、私もだいぶ長い間、彼と一緒に東京地検に行きまして、茶園さんが遭遇したような状況に何べんも遭遇いたしまして、これはやっぱり4、5年かかったと思いますが、結局限定ではありますが見せるということになったわけです。それで判決文だけ写して、あれを完全なものにして本にしたということでもあります。

それでちょっと質問でございますが、この③'の2行目の「諸子の」の「の」は……

茶園 これは私の間違いでございます。どうも失礼しました。これは明らかにミスです。③'の2行目の「諸子の真意ハ」にひらがなで「の」とあるのは、カタカナの「ノ」の私のミスであります（文末資料〈③'〉は訂正済）。

伊藤 ②'は、匂坂文書のなかにあるということではございましたが、赤を入れたのはどなたですか。

茶園 赤を入れたのは私も知りませんが、まだ調べておりませんが、実は今日行って原本を見ますと、これが2枚あるんです。その2枚が、印刷が違うんです。いまここに見ていただいている②'とそっくりのものが1つと、昔の憲政記念館の展示があった頃、片倉衷が持っていたというのと、違うんですよね。違いますけれども、2枚ともあります。

伊藤 違うというのは、どこが違うんですか。

茶園 たとえば二のところ黒字で、「諸子ノ行動ハ国體顕現ノ至情ニ基クモノト認ム」とありますね。その時に次の行に送ったのが、この場合は「ム」だけですね。ところが片倉衷が持っているものは、「ノト認ム」が送られるんです。中の文句は同じですが、字配りが変わります。それは、私は非常に不思議であったんです。ところがきょう行ってみます

と、国会図書館の憲政室に2枚あります。ということは、両方ともあって、なぜそんな面倒なことをしたんだろうか、かえって頭が混乱してきたぐらいです。

伊藤 それも赤が入っているわけですか。

茶園 もちろん、同じです。そっくりです。字体は違います。

伊藤 最後の3行書きの匂坂検事官の……

茶園 あ、3行は入っていません。これには入っていますが、その方（片倉文書）には入っていません。

伊藤 また自慢させていただきますと、あの片倉文書というのがありますね。あれは私が……（笑）。

茶園 あ、そうですか。

伊藤 あれは遺族から、破棄する寸前にですね。

茶園 私、憲政記念館で見せてもらいましてね。

伊藤 憲政資料室じゃないですか。

茶園 いやいや、昔の憲政記念館というのがありましたね。

伊藤 あ、展示した時ですね。

茶園 あそこの時に、展示してあったんです。もうずっと昔です。その時に先生のお仕事とは存じませんでした。その後疑問でありましたものが、きょう行ってみまして、そのほうの原本もあるんです。私は今でも昭和57年展示会のパンフを持っていますが、それに展示品としてカラー版で出ています。

伊藤 私、さっきのお話をうかがって、②' というのは何のためにこれがあるのかなと思ったんですが。

茶園 ②' は、①を訂正したものという意味です。

伊藤 訂正といっても、①は確定したものでしょ。

茶園 ①は、②' から逆に私が推定したものです。②' から赤字分を除くと原本に還る筈です。

伊藤 そうですか、そういう意味ですか。

茶園 とすれば、必然的にその推定は確定とならざるを得ないと。もう一度申し上げますと、赤と最後の3行を除けば、元に戻るんです。

伊藤 どうしてそっちが元だというふうに思われますか。

茶園 いや、直してあるもの②' が真実とするならばですね。後から書き込んだものを除いたら元へ戻ると思います。と、私は考えて言いだしたわけです。

伊藤 じゃあ、直したのは何の意味かということですね。

茶園 ちょっとその前に、②' から戻した①と、今度発見したもの「陸軍大臣ヨリ」〈③〉が、文章として一致するんです。だからなお、確信できたわけです。それから、赤で直したのをなぜ直したかとおっしゃるんですね。それは、今のようにして①が確定し、電話で受けて②が書かれ、三司令部に通告される——これが③です。ところが、これと全く別のルートで幹部説得用の文書ができる——これが②' で③' となる。この方は項目立てにはなっていない。②' には、一、二、三、四、五という項目を立ててあるのを二本線で消し

てありますね。文章にしてしまうわけです。以上は、結局私が見つけたもの一即ち、③があるから、他のものがみな確定できるんだということを申し上げたわけです。

たとえば①にいたしましても、今度発見した「陸軍大臣ヨリ」とそっくりなんですね。文字の「體」が違うだけなんです。だからそれは、電話で送る時にあるいはそう言ったのかもしれないですね。だから②は、私が電話で受けたものとして、ワープロしたものです。

そこでもうひとつ、②の下に小さく福島参謀の起案文があります。福島参謀は東京警備司令部のスタッフで、通告文の発信担当者です。福島参謀が軍法会議の取調べを受けた時に、彼が書き直したところがみな指摘されるんですネ（前出『検察秘録／2・26事件(IV)』p. 249）。そういう場面が出てまいります。それがここにある傍線を引いたところです。「これは私が書き込んだものです」というふうに彼は白状しておりますね。この起案文には「拝聞ス」というのも入っているんですよ。「この『拝聞ス』はやめろと言われました」というのが出てまいりますね。そういうことを総合していきますと、②と、③は当然ながら、その間にあるところの参謀長が不採用とした福島参謀の起案文も、このようであればならないという、私の思いであります。また将来、訂正されるものがあると思いますが、ほぼこれで「諸子ノ行動」か「諸子ノ真意」かということについては、決着が着くのではなかろうかと思っております。

それともうひとつは、⑤をご覧ください。これはNHKのテレビ画像から取ったものですが、これも行って東京地検で確かめました。この通りになっています。この時原文「恐懼」は「恐惶」になっていますね。そこで最後に、申し上げることは、近衛師団が受領したという10時50分のものには、この偽物が添付されていると云うことです。従いまして、そう云うのは近衛師団の言い逃れであり、偽証であります。それは全部見ました。それは読ませてくれましたから。それをきちっと写し取ってきました。だから、写し取るのに2時間ぐらいかかりましたから、事務官はそれをじっと待ってるんですよ。気の毒で、こちらはもう大いに気を使うわけですネ。ですが、それは仕事ですと言いますから。

⑤はNHK映像（平13. 2. 14）の一部です。右の罫線までが、近衛師団からの報告文なんですよ。事務官に見てもらいました、これを撮ったんだなど。そうすると、「午前10時50分にわれわれが受けたところの警備司令部からの『大臣告示』はこれである」として、左の文書が添付されてあります。これには、本文書に合わせて、「別紙第一」とあるが、綴じ合わせが重なっていて見えない。それはともかくとして、これは上の④と全く同一である。とするならば、これ④（＝⑤）が成立するのはおそらく少なくとも午後6時以降ですから、午前10時に行くはずはない。とすれば、近衛師団の出した文書は嘘である……。だから彼らは、本当に実物を持っていなかったと。おそらく正式に下達された陸軍大臣の布告というものは、現在までどこにも出ていないんです。公文書館にもありませんし、国会図書館にもありませんし、もちろん地検にもありません。私は私の発見物（④）が何所にもないということを確認して歩いているわけでありまして。ないということを証明するぐらい難しいことはございません。

東京裁判でも出てまいります。ちょっと先に言うておきますが、日本にはホロコーストはなかったんですネ。なかったということの証明に苦労しておるわけです。ここも一緒な

んです。ただし、皆さま方のお考えによりまして、もしもこの私の作ったものも……まだ現在、原本が民間人の手のなかにあります。これも含めて、膨大な重要資料が終戦後1週間に焼かれてしまった。その当時、学徒兵の上等兵なんです。名前は手塚五郎といいます。横須賀にいま住んでおります。この方が「焼け」と言われて、歴史好きな男であったとみえて隠しておいて、そして最初は昭和40年頃に、下村宏元陸軍大臣に見せたんですね。「ああ、これは立派なものだ」というお墨付きをもらっておる。それで防衛庁へ持って行ったら、何も言わんとコピーを取って返してきた。「茶園さん、あんたこういうことを仕事にしておるなら、これをあんたに」というので、私のところへみな送ってきたんです。それで、これは大したものだと思ってやっていると、いろいろわかってきた。いまこれが決まれば他のものもほぼ決まる——距離感、マア資料のパースペクティブ（遠近法）とでも云いますか、それが出てくるわけです。ということで、いまのようになった次第であります。

大久保 一点、質問させていただきたいんですが、この場合、要するに命令権者としては東京警備司令官が出しているわけで、陸軍大臣はいかなる形でも発令はしていないということですね。

茶園 陸軍大臣が東京警備司令官に依頼してですネ……。

大久保 この「陸軍大臣ヨリ」というので、先生が復元されたもので見ますと、発令者は東京警備司令部になっていますよね。

茶園 そうですね。

大久保 これがもし東京警備司令官が電話で発令したということになりますと……。

茶園 おっしゃる通りで、それはこういう経緯なんです。宮中において、陸軍大臣を含めて軍事参議官会議で決定したものを、これはメモ的なものとして、公なものにしないで、「君、東京警備司令部からそれぞれのところへ言ってやってくれ」という話になって、電話に行くんです。ところが、じつは普通の場合であれば、東京警備司令部というのは普通のお役所なんです。ところが当時、この時には戒厳令は敷かれておりませんが、戦時警備令が出ておりました。戦時警備令が敷かれますと、全部他の軍司令部はその下になるんです。

大久保 いや、それはわかるんですけども。要するに「陸軍大臣告示」が存在しないで「陸軍大臣ヨリ」だったという先生の説はよくわかるんですけども、この「陸軍大臣ヨリ」というものを出した主体は東京警備司令部ということになるわけですか。

茶園 そうですね、陸軍大臣の委嘱によって。

大久保 ということは、あくまでも公的には東京警備司令部が出したと。

茶園 それは、陸軍大臣がそういう軍令の権限はありませんからね。軍では、これを「区処する」と言っていますね。

大久保 ただ、戦時警備令だった場合に、区処権が行使できているかどうかという問題があると思うんですが。

茶園 はっきり申し上げますと、東京警備司令部が戦時警備指令下にあつては、天皇に直属するんですよ。だから、陸軍大臣はよそから口を入れるということになる。

大久保 いや、それで問題なのは、この宮中での会議というものは、公式な会議ではないですよ。公式な会議ではなくて決めたことを、結局公的なルートにどこかで載せなければいけなくなった場合は、東京警備司令部なんですよ。

茶園 それは、おっしゃる通りです。参議官というものには、天皇の諮詢に応えるということはできるけれども、何ら命令を発する権限はないんですよ。だから、陸軍大臣の名でやろうということに決まる。陸軍大臣は、その場でそれを警備司令官に委嘱するんですよ。委嘱するといったらおかしいけれども、区処するということの内容ですネ。

伊藤 陸軍大臣はそういう権限を持っているわけですか。

茶園 命令権ですか。

伊藤 ええ。

茶園 警備に関してはあるんです。警備は陸軍大臣に権限があります。作戦はだめですよ。人事と警備までは、陸軍大臣が権限を持っていますから。

伊藤 だからこれは、命令ではないでしょ。

茶園 メモのつもりです。それが告示となって、何か命令に似てきたものになってきたわけです。命令紛いのものになってきた。それは当時は、意図するところではなかったんですよ。本当に反乱を起こしている者たちに、言って聞かせて納得させろと。宥めろというのが目的であったものが、第一師団が、今から見れば偽書の「陸軍大臣告示」をガリ版印刷して兵隊さんのポケットの中まで入れたものだから……、当然警備部隊編入の反乱部隊にまでこれが流れたんです。要するに、④の文書が偽書で、藁半紙刷にしたものが、各部隊の主だった者、下士官以上の者にはだいぶ行っています。何枚かとは言えませんが、数百枚はあろうかと思っています。ですから、それが多く、証拠として陸軍軍法会議に流れていくわけです。私のいま発見した真の大臣布告「陸軍大臣ヨリ」(③)というものは、これはもう近衛師団司令部では破棄しているし、第一師団は出せないしで公式的には出て来ようがない。それに軍法会議は横須賀まで手を延ばしていないんです。だから横須賀の要塞司令部に残ったんです。タイムカプセルになった訳ですネ。

小池 一つは、やはり宮中の決定の文書という①の先生のご推定のものなのですが、やはり「陸軍大臣ヨリ……東京警備司令部」という部分は、宮中にての決定文書の時には当然なかったものだと思うんですね、

茶園 いやいや、それはなければならぬんです。というのは、訂正したと称するもの、即ち②'の中に既にありますのでネ。

小池 宮中での決定状況からいうと、東京警備司令部で発令する文書を作るわけがありませんから、申合せ事項のはずなんですよ。ですから、①から⑤まではあったけれども、最初の1行目の「陸軍大臣ヨリ」からこの日にちまでは入っていないと思います。問題なのは、①から②、それから今回の③に至る過程のなかで、これに「陸軍大臣ヨリ」という形をオーバーラップさせて、非常に強調して、東京警備司令部がこれを伝えていったという形じゃないかと思います。だから、もし東京警備司令部に作意があるとすれば、ここにある②'に書かれているような3行以下ではなくて、「陸軍大臣ヨリ」という形にしていったことにあるのではないのでしょうか。これがむしろ、東京警備司令部の意図だったという

ふうにとらえることができるのではないのでしょうか。

茶園 ちょっと待ってくださいよ。いまおっしゃる時に、②'以降は全然、東京警備司令部はタッチしていないんですよ。

小池 していないですね。そういう意味で、東京警備司令部がある意味でこの②'の以下の文章を、悪くいえば落とす。陸軍大臣の責任にしていくというふうにとらえることができるのではないかと思います。

それからもうひとつ、宮中での決定文書の場合には、決定の日付などは、この五の後に書くのが普通だと思うんですね。柱を前に持って行くというのは、役所の文書でありまして。

茶園 柱というのは、「二月二十六日……」ということですか。

小池 そうですね。これは普通、宮中の文書だと後ろのほうに持って行って、日付を出して、3人なら3人の連署をして、花押を押すと。そういう文書であれば、それが正しい文書だと思うんですね。

茶園 いや、いろいろな見方はあるでしょうが、現在にまで持ち越されて、誰でも見ることの出来る文書は三つ……偽物の実物を含めて三種です。それは②'〈国会図書館保蔵〉、③〈平成昭和研究所保蔵〉、④〈東京地検保蔵〉が明らかに存在している。これらの三文書と従来からの通説乃至軍法会議裁判資料を噛み合わせて、真相に迫ろうとしている訳で、当時の法令形式や当事者の心理研究までには現在及んでいないと申し上げておきます。

伊藤 ②には、日付その他は付いてないよ。

茶園 ②は、受けた内容だけのつもりだから、私が入れなかったんですが。②に入っていないというのは、これは私が書いた文書です。これは見たことないんですよ。②でなければならぬと私は申し上げておりますので、ワープロ打ちは私の推定です（文末参考資料では挿入した）。

小池 ということは、警備司令部でも日にち等々を加えられたということですね。

茶園 だから、②から③へ移る時に、発令の時に当然入れたんでしょうね。それはわかります。そうすれば、①には入っているはずはない。だからこれは削除したらいいんでしょうが、それは私が勝手に除けることになりますので、先程からの立場から言えば、それは除けないほうがいい——むしろ、あの日の突発事態対応の状況から見れば、①の成立直後、警備司令官香椎中将がこの主題部分を申し述べ一同が肯いたという想定も可能なわけですからネ。

伊藤 ですから、②'から赤を取れば元へ戻るというのは、必ずしも僕は正確ではないんじゃないかと。

茶園 それはそうですね。しかし、理論としてはそれでスッキリしていますが——。

伊藤 しかし、まだ検討の余地はあるんじゃないかという気がするんです。

茶園 ありますね。そうですね、おっしゃる通りです。

小池 それから、③と②'ですが、部外秘と極秘なんですよ。いわゆる秘の程度からしますと、極秘の方が重いんですよ。部外秘になりますと、陸軍関係者以外には見せてはならないと言う意味ですから、軽いですよ。そうすると、27日に受付なんです、元

の文章ということでいいますと、文章としてはどちらが正しい文章か。これ、②'の元のほうが正しいのではないかと思います。ですから、①はわからないですが、もし①であって、②'の文面があって、それが③という形になっていったという流れなのではないかと。もちろんこの②'の元の文章から、③'と③というのが出てきたというふうに考えることができるのではないかな、とも思えるのですが。

茶園 いやあ、それをやりますとね、宮中から電話で伝えておる間に書き直しが行われたという訴えですね。そのことはほぼ正しいということを確認されているんですよ。それは、これでなければだめなんです。この②'から③は出てこない。それは意味がないんです。たとえば匂坂さんが書いておるものを見ましても、そこのなかに「戒厳司令官が立ち会った」と書いてるでしょう。それは明らかに警備司令官の間違いなんです。この時は戒厳令は発令されておりませんから。従って、そういうことを取り上げると、これはまたずっと後の文章だとも言えますからね。そこはもう、当時の紛糾しとるなかでなかなかきちっとはいかないけれども、私としては、私のいままでの推測がほぼ正しいんじゃないかという感触は持っています。

小池 いや、僕が言ってるのは②'の元の文書ですね。赤字が入る前の文書があって、それが極秘とされていて、それが後で赤字を入れて、この③'になったと考えるわけです。

茶園 ②'の元の文書と云うのが①なんです。①はそのまま（5字訂正）③になります。と同時に、別系統の①→②'→③'と動いて行くわけです。

小池 ②'の元の文章が、③に流れていったという感じなんじゃないかなと思ったんですけども。

茶園 いや、それは、その通りです。先程②'から①に元へ戻せばということは、伊藤先生からも疑問ありと言われましたが、この①の原案からさらにその前にもうひとつあったんじゃないかということはおっしゃる通りです。文末参考資料（Ⅱ）-②'の下で述べている通りで、これが荒木大将素案です。これを避けて、私があまりにも急速にここへ持ってきたということは、少しかだいぶか、軽率であったということは認めます。時間がだいたいまいりましたが、ご質問はありませんか（荒木大将素案については意識的に避けてある）。

2 東京裁判における『犯罪』の概念〈文末参考資料（Ⅲ）〉

それでは、次にいってよろしいですか。きょう、差し当たりお話をさせていただくものを見ていただきますと、「東京条例に見る戦争犯罪概念」と書いてあるものがございます。これは通しになっておりまして、全部で⑩まで――、順を追ってご説明をいたします。

それでは先に行きますが、皆さま方がほぼお読みかと考えられます、『敗北を抱きしめて』ですね。これの翻訳を書いているのがいちばん最初でございます。この翻訳は大変な間違いを犯しているということを申し上げた上で、次に話を進めてまいります。私は、日本語だけを読んだのであります。そして、日本語を読んで非常にこのなかで感心をいたしました。というのは、①に253ページ（下巻）のところを出しています。そのなかに、A、

B、Cと並べた時に、罪としてCが上であるということをダワー博士は書いているんです。それは私の主張通りであります。日本のA、B、Cは、Aがいちばんの政治家の大物であって、その次にBが戦場におけるところの指揮官で、Cが兵隊さんでという言い方ですね。上坂冬子さんなんかは盛んに書いている。ああいう考え方というのはまったく間違いなんですね。何もかも「間違い、間違い」と言うと悪いですが。そうではなくて、Cが上なんですよ。それをちゃんとダワー博士は書いている。だから私は、「この本はいけるな」と思ったんです。

いま申し上げたジョン・ダワー著の『敗北を抱きしめて』訳本は、Cが上であると書いてあります。ところが次の270ページ(同)まで行きますと、どうも話がわからなくなるんです。これは東京裁判条例管轄権を引用して書いてあります。そこで、「これはだめだ。これはいかん」と(笑)……。そこで、英文のものを取り寄せてみたんです。それが下の②に書いてある。これをお比べになしてみるとおわかりになると思います。だいたい上の日本語文章に相当する部分を見ると、どうも違っている。ヒントを申し上げておきますと、不適切な訳が3ヵ所、構文として絶対にだめなところが1つあります。ですからこれは、後から私が種明かしを申し上げますので、おわかりになった方は「なるほど、そうだ」と思っていたきたいと思います。

一寸横道にそれますが、戦争犯罪裁判で、クラスA、クラスBというふうに英文で言われておるものが現在通用しておりますが、東京裁判の判決文のなかには、「クラス」は一言もありません。あるとしてもパラグラフ(項目)です。それからずっと遅くなって昭和24年頃に、東京裁判も横浜裁判もやめになる時に極東委員会から来る文書も、パラグラフA、パラグラフB、パラグラフCと。要するに項目であります。クラスA、クラスB、クラスCという言い方はありません。国際的にも、そういう言い方はございません。いわゆる戦犯については、メジャー(重要)かマイナー(普通)か2つしかありません。A級、B級、C級という言い方は、GHQの大きなごまかしであります。これは後にダワー博士の本とは別に立証いたします。

さて、最初の頃は何と言っておったかと申しますと、⑥'を見てください。これ、昭和21年3月9日にはもう、「A級戦犯の弁護人きまる」というふうに大きな見出しで朝日が使っているんです。日本だけです、これは。そして正式に東京裁判の戦犯の起訴状が発表されるという4月30日の新聞では、「第一級戦犯容疑者」と出ます。第一級というのはこの場合、メジャーです。

それから、ついでに上の③を見てください。現在、靖国神社の合祀の問題が出ておりますが、最近A級戦犯合祀を非常にやかましく言われます。実際にその国へ行って悪いことをしたといわれるB、C級のことは何も申しません。じゃあ、合祀された人数は何人おるかとお申しますと、第1次、第2次、第3次の合祀で、939柱であります。それと、重要戦犯者が14人あります。7人、死刑になっております。あとの7人は、牢獄において病死した方でこれも7人です。それは、⑥に具体的に書いてありまして、★印のあるのが合祀された方々14柱であります。☆は釈放された後に亡くなった方で合祀とは無関係です。もう現在、みんな亡くなっておるんですが。

では、次にまいります。先程の①のほうは疑問として残しておきましたが、これからお答えが出てまいります。⑦の「ニュルンベルグ裁判条例第6条」、これはご存じの通りであります。それからちょっと飛びまして、⑩の「戦争犯罪三種の概念」。これはSWNCC文書です。アメリカの国務省及び陸海軍の次官クラスがこの会合で日本占領の基本が決まりますが、この8月24日付けの文書のなかにa、b、cという形で出てくる。これが、日本でやれという命令書であります。SWNCCから大統領を通じてマッカーサーにきた文書であります。

それによって最初に行われた横浜裁判——いわゆるB、C級——、この為の「戦争犯罪被告人裁判規程」というのが12月5日に公布されますが、そのなかにそのまま踏襲されるんです。ですから⑬は、いわゆる現在におけるB、C級戦犯に適用された犯罪種目です。項目(a)、(b)、(c)になっております。このa、b、cはなにかと申しますと、ニュルンベルグ裁判(⑦)と同じであります。ここではっきりと申し上げますと、ニュルンベルグ裁判条例の第6条と日本の極東軍事裁判条例の第5条とは、本来まったく同じだと考えなければならぬ——そういうふうによせよということで本国からの指令も来ているし、そういうつもりでマッカーサーは大きな拳を振り上げて日本に入って来た。このことは当時の報道、新聞をご覧になればたくさん書かれております。

占領期間が始まり、9月2日に日本は降伏いたします。ところが先程申し上げましたように、2か月、3か月とたっても、どこからもホロコーストの事例は出てこないんです。あれほどの諜報を持ち絶大な捜査力を持っているアメリカ軍にして、全然見つけることができない。たとえば日本の植民地であるところの台湾とか朝鮮でも、民族を絶滅するとかいうものは出てこない。また内地でもアイヌ人を殺してしまうとかいう事例は一つもない。そういう指令も出ていないということがわかってくるにしたがって彼らは、c項目の取扱いに困ってきたわけでありまして。

後から見ていただきますが、cというのはホロコーストに対する犯罪規定であります。これはもう、はっきりわかっています。⑦も⑬も中をお読みになっていただくと、どちらにも **any civilian population** と書いてありますね。すなわち、“いかなる”一般民衆に対してもです。それは“any”ですネ。そこで日本語の法務省訳は、**any** を **all** に訳しているんですよ。現在の文章は「全ての」となっています。これは大間違いですね。**any** は **all** ではありません。**any** は何かというと、「いかなる」でありますから、自国民をも含むという強い意味であります。従って、ドイツ人であるユダヤ人を殺す。このことが内乱にもつながって、現在のジェノサイド条約はそれなんです。ですから、cは全くホロコースト犯罪なんです。それはニュルンベルグ条例第6条c項(⑦の訂正前)をお読みになったらわかります。

ところが、日本へ来てホロコーストに該当するものがないから、これを如何に改変するかが問題となって来るわけです。それが、ニュルンベルグ条例をいかに改竄したかということです(⑦)。これが全部、証拠になっています。⑦は私が全部、なるべく原文が残るようにしながら消していったものです。そうすると、bとcは合体するんです。合体して、しかも下の残りの **Leaders** から後の4行は、ニュルンベルグではaにもbにもcにもかか

るべきものですよ。それを日本の場合（②ダワー博士引用東京裁判条例）cにだけかかるようにしているんです。すなわち、責任罰をここに設けた。だから日本では、cは責任罰を意味するものになってしまったわけです。だからcが上なんです。責任罰が上なんです。それをちゃんとダワー博士は知っているから、そういうふうに書いたんです。だからダワー博士の英文②を見てください、入っています。もちろん私が入れたり、ダワー博士自身が入れたんじゃないです。

②の p. 45として引用文中のcをご覧になると、下から6行目の終わりから **Leaders, organizers** とかいう文字があります。そうすると、aもbもcにも、ニュルンベルグではかかっておったものが日本の文は、cにしかかからないんです（⑦をも参照あれ）。だから、ここに出てきましたからそのまま使いますが、日本の東京裁判条例の第5条はこれと同じです。このダワー博士の書いたものと同じ（要するに、⑦の訂正通りにすればここに見るcが生まれる）。だからダワー著書の訳本であれば、日本訳①は間違っております。すなわち、日本訳の最後の3行は、岩波訳ではそのイにもロにもハにもかかるようになっています。と同時に不適切というのは、a、b、cをイ、ロ、ハと直してはいけない——なぜならば、この文章のなかではA級、B級、C級という、俗にそう言われるものをそのまま使っておるわけですから。法務省訳もa、b、cのままになっています。そうしなければ話ができないんですネ。だから岩波訳はこのたった一頁の中だけでも、3カ所の不適切、構文1カ所の大きな誤りがある訳なんですネ。

これを岩波の編集委員にも話したらびっくりしておりました。今日の研究会のことも告げ、「来て聞いたらどうか」と言ったんですが、忙しいからというのでまた後から話をということにはなっているんですが……。これを直すのは大変だと思います。岩波はミスがないということになっているんですよ。これは、いままでもう数版を重ねておるといいますが、これを直さなかったら原作者に対して大変失礼な、いや失礼どころではなくて……どう言うんですかね。私もはじめてこの翻訳を読んだ時には、「ダワーさん、だめだわー」と思ったんですね（笑）。こういうことを言うから信用されないんですが（笑）、②のほうの英文自体は、だめだわーではなくて、いいんであります。

それから、これはついでに申し上げておきますが、日本におけるところの戦犯で亡くなられた方は、刑死された方も病死、自決の方も全部、遺族年金は出ております（③、④）。それから、名誉は回復されておまして、大赦されております。それから、拘禁・服役の方は、兵役のなかに延長して入れられまして恩給対象になっている。その上に、国内法違反ではありませんから、前科とはなりません。冗談に“前科千（戦）犯”と云うような話もありますが……。笑）。

以上のようなことですが、それではもうちょっと時間がありますので、⑩を見てください。いまお話ししましたことのためを押しますと、彼らはニュルンベルグ裁判条例を日本に適用するにあたって改竄したと私は申し上げましたが、それは勝手じゃないかと。向こうはオールマイティーの占領軍であり、日本は負けたんだと。どういうふうにかき換えようと勝手じゃないかと言われますね。その通りなんです。その通りであるならば、私は何も言いません。ところが日本の東京裁判の判決書のなかに、お読みになったら

わかるように、「あらゆる点において東京条例はニュルンベルグ裁判と全く同じである」(英文のみ⑩)と書いてあるんですよ。裁判判決書に書いてありますよ。きょうの参考資料のなかにもそれを英文のまま載せておきましたが、とにかく東京裁判はニュルンベルグと同じであると、判決書に書いてあるんです。しかも日本へ入ってきたところのマッカーサーの進駐軍は新聞を通じて、「日本の統治はヒットラーと同じである。憲兵たちは向こうの親衛隊と同じである。われわれはそれ以上のうらみでやっつけるんだ」ということを大々的に宣伝して入ってきております。しかも、アメリカはドイツと戦っていないんですよ、ヨーロッパですから。少しはやったんでしょうけど。当面する敵は日本なんです。憎くてかなわんで入ってきている。そこへもってきて、日本に入ってきたが日本には彼らが目指すヒットラー犯罪はないということですネ。そこで困るんです。だから捏造するんです。これは、岩石を捏造するよりもっと凄い！(笑)。

そこで、今度は⑨を見ていただきたい。私のテーマは「全く異なる両裁判の判決」という、同じであると言いながらこういう判決をしているんですネ。ニュルンベルグ判決は、(a)を2つに分けて共同謀議と侵略戦争に分けて判決をしています。(b)は、War Crimesとして、これは従来からのジュネーブ条約違反とかハーグ条約違反ですね。主として、捕虜虐待です。それから(c)が、Crimes against Humanity、人道に対する罪。これがホロコーストなんです。この(c)に値するというのが、いま国際裁判で出てくる人道に対する罪なんです。普通、従来からの戦争犯罪は(b)ですね。(b)のなかに、捕虜を虐待するのは人道に反する罪と——ハーグ条約のなかにはそう書いてあります。捕虜を人道的に取り扱わなければならないと書いてある。その人道とこの(c)とは違うんです。概念が違うんです。(c)のいうところの人道は、ホロコーストの対象になるような犯罪なんです。(b)は、捕虜をいじめるとか引っぱたくというようなことをやった者です。殺すのも入っています。と言うのは本来的に(b)と(c)とは完全に違うんです。

ニュルンベルグではそういうふうにやっていますから、判決書は、たとえばストライパーを見てください。彼は反ユダヤ新聞を出した男です。aもbも全部無罪です。にもかかわらず、cで起訴されて絞首になっているんです。これは、反ユダヤのそういう教唆罪です。これはもう、条文通りやっておるんです。ところが日本の場合は、訴因は、aは平和に対する罪、bはWar Crimes——普通の戦争犯罪、それからcは人道に対する罪と書きながら、これをそのままに言わないで言い換えています。第一類、第二類、第三類と。これは、判決文をお読みの方はおわかりかと思えます。

第一類、第二類というのはいか。 「類」は英文ではグループ(Group)であります。ファースト・グループ、セカンド・グループ、サード・グループです。なぜそういうことをしなければならないのかということです。日本ではドイツと同じような判決ができないんです。というのは、a、b、cを全部改竄していますから。そうすると、起訴細目はこのなかで1項目から55項目ありますが、最後の55項目だけが責任罰です。そうすると松井大将は、これをご覧になると、1から36の細目も、それから37から50の細目も無罪です。54条までも無罪。最後に南京の責任をとらされた形となっている——こうなると、いわゆる人道に対するホロコーストというものが全部、外に出てしまうんです。日本では

皆無、ホロコーストは全く影をひそめてしまう。判決文を皆さま方がお調べになると、この通りになっています。

そうすると、日本にはない「反人道罪」が責任罰として入ってくるんです。だからダワー博士の言っているように、責任罰だからcはbよりは上なんです。しかし、cであるという本来の意味においては、国際的にはこれはホロコーストを指すわけです。だから日本の兵隊さんはc犯罪だと誤って宣伝材料になってしまいます。国際的概念では、『私は貝になりたい』はその典型的な事例の一つで、“人種絶滅(ホロコースト)の下手人”と錯覚され、断罪されてきていると云うことです。

さて、いま申し上げましたようなことで、あらためて⑨を見てみますと、二つは全く異なる裁判の判決書なんです。どちらにもA級、B級、C級というのはどこにも入っておりません。判決書のなかにもありません。もちろん日本が翻訳したものにもありません。それなのに、日本ではなぜA級、B級、C級という言葉が生まれてくるのか。実は私が大変苦労したところなんです。お名前を出していいのかわかりませんが、国学院の教授でこの研究をなさっている方が、「A級と言ったのは、4月29日に巣鴨で起訴状を渡す時」と言われる。プリズン内の教会にA級の被告になった人達を集めたんです。起訴状を渡す時に「君達、A級戦犯に渡す」と言ったからA級と言いだしたんだ、ということをおっしゃっています。日本教文社刊『靖国論集』(p. 110)に書いています。

ところがいま新聞⑥’でご覧いただきましたように、A級というのはそうじゃないんです。3月9日にもう使っているんです。では、A級というのは最初どこで使ったかということについて、それがどこにあるかということをもっと最初に私が「これに違いない」と思ったのは、横浜裁判規程なんです。⑬を見ていただきますと、横浜裁判規程に「b. Over Offenses」と。事件についての管轄権ですね。そのなかに1-a、1-b、1-cというのがあります(表中点線矢印に注意!)。これを、クラス1-A、クラス1-B、クラス1-Cと言った人がいるんです。そうやって新聞記者に説明をした人がいるんです。それを日本の新聞が書いたんです。それから、1-A級、1-B級、1-C級という言葉が始まります。

ところがその1についてはいま簡単に判っていますが、コロンブスの卵で当時はなかなか判らない。第一級戦犯人の意味だろうかなんて考える訳です。初めはA級、B級、C級だけでなぜいけないかが判らない。いまの「1」を見つけるために、はっきり申し上げて私は3年かかっております。最初に、こういうものがあるが、その「1」がわからないと書いたのは、新人物往来社から出た『戦争裁判処刑者一千』(1993年8月)という本のなか(p. 46)なんです……。

伊藤 その「1」というのはどの1ですか。

茶園 ⑬の JURISDICTION から3行目の頭に Military commissions とあり、それに(1)がついているでしょう。その(1)です。

伊藤 この(1)に含まれるものとして1-a、1-b、1-cと云うわけです。

茶園 そうです。それを1-A級、1-B級、1-C級と言いかえた重要人物がGHQの中にいます。

伊藤 はい、わかりました。

茶園 その「1」が何かわからんということを書いたのが先の平成5年の雑誌なんです。そういう意味です。ところがやがてそれがわかってきた段階で、じつは私はアメリカヘドクター論文を出したんですネ。その出した切っ掛けが、この「1」の意味を見つけたからなんです。500枚ぐらいの原稿〈学位論文「THE RESEARCH ON THE JUSTICE OF JAPAN WAR CRIMINALS AFTER THE SECOND WORLD WAR」〉にしましたんですが、それが平成8年です。だから、3年間かかっておるとい、ご苦労な話ではありますが……。

そこで、1-Aと言う言葉はどこに出てくるかということ、これからお話しします。⑫に、『STAR AND ATRIPES』という米軍の専門の、パシフィック版です。このなかの第2面に「Tojo in Top Class」があります。「東条は最高のクラスのものである」と書いてあります。これが、12月14日の記事で翌15日、日本の各新聞に報道されます。いま、朝日新聞を見ます。

「東条元首相がトップクラス。横浜法廷で裁かれる日本人は、1-Bや1-C級戦犯として知られる者たちだと、カ大佐は説明する」。このカ大佐というのは、カーペンター法務部長です。「1-B級の部類に入る連中と云えば、山下、本間両将軍の様な軍指揮官で、殺人、虐待、奴隷化などの責任を問われるもの、1-C級部類はこれらの犯罪の実行者である」と書いてあります。これ、兵隊さんなんですよ。これが定着するんです。そして次をもうひとつ読むと、「1-A級戦犯と云うのは、東条元首相の如き、政治的指導者であって、B・キーナン首席検事によって訴追されることになっている」。

さて、そこで元へ返って、じゃあどういいう機会にこれを言ったのか。それが⑫の「A級、B・C級発生デタラメ」と書いたところです。簡単にいままでのことのまとめになりますから申し上げますと、昭和18年11月1日のモスクワ宣言で、Major Criminalsという概念、すなわち地域的な限定を有しない重要戦争犯罪者が決められるんです。これがA級です、メジャーです。だから、それ以外のはみなマイナーです。ということは、ここで初めて戦犯の階級制というのが出てきて、要するに大物か小物かです。いまの項目A、B、Cとは関係ありません。

その次、20年に飛びますが、5月7日にナチス・ドイツが降伏する。7月26日には日本へのポツダム宣言。このポツダム宣言の第10条でしたか、日本の戦争犯罪人をやるぞと。それでナチス・ドイツを裁いたニュルンベルグ裁判（8月8日付条例）と同じことをやると、言明するわけです。8月15日、日本降伏。8月24日に対日のSWNCC (State War Navy Coordinating Committee) の犯罪三種目が出ます。これは資料の⑪ですね。そして、9月2日が日本の降伏式になります。

その後、彼らは日本に入ってきて、C（ナチ犯罪）はないかと捜しまわるんです。これは徹底してやっています。そして12月5日に、犯罪被告人裁判規程という横浜裁判法規⑬を公布するんです。公布するけれども、いよいよCはないということがわかった。日本にホロコーストがないということがわかった時に、来年の春からやる予定の所謂A級裁判では「c項目」概念をいまから変えておかなければいけないという、伏線を張ります一伏

線だから、1週間後に、いま公布したところの犯罪規程、すなわち⑬を「星条旗」の記者に配って、「1-Aはね、1-Bはね、1-Cはね」と説明しているんです。翌日の読売の翻訳では1級のA、1級のB、1級のCというような言い方になってきます(朝日は先述)。そして翌年1月19日に東京裁判条例が発布される。そしてそれは、やがて4月25日に一部改定されます。一部改定されますが、ほとんどそのままです。bの条項はなくなるぐらい改竄されてます——だから初めのうちはCだのBだの言うておりましたが、やがてはそれは区別できなくなりまして、B・Cと言っている。そして「C」は兵士の犯罪と日本人には云いくるめ、国際的には、ホロコーストをやったというような印象はそのままに放置しつづけているわけです。これは甚だ残念だと私は思うので、ちょっと声を大にして申し上げたのでございます。

従ってこれからずっと後の Far Eastern Commission——極東委員会の文書(⑧)もパラグラフ(項目)の1 a、1 b、1 cでクラスファイされた。このクラスファイは、そういうふうに組織づけられたという意味ですね……

伊藤 カテゴリーという意味ですね。

茶園 カテゴリー化したということであって、別に身分階級ではないわけです。だから、これが昭和24年でしょ、1949年2月24日の Far Eastern Commission Policy Decision ですね。これ、決定ですね。政策決定の時に出てくるところの各国の裁判に対しての、A級ももちろん、B・C級に出したものの、これはみなそういうふうにパラグラフ1 aに云々と書いてありまして、別にクラス(級)1 aとは書いていない。だけれども、これが決定していきますと、いま国立公文書館などにありますところの裁判記録のものの表題なんかはみな、クラスB、クラスCと書いています。だから、いまはもう公然とクラスB、クラスCと言っておりますですね。

しかし、Cがホロコーストでないということを言った人を聞いたことがない。それから、さる高名な方で本も出しておる方ですが、名前は申し上げませんが、「こういうことを、違っていることをご存じですか」と。東京裁判の研究をずいぶんなさって本を出してる方ですが、「私はニュルンベルグは知りません、関係ないから」というような口ぶりでしたが、ニュルンベルグを知らずして何が東京裁判かということです。私がここまで言えるのは、すでに30年、B・C級をやってきたからだと思います。普通の方は、横浜裁判規程と東京裁判条例とは完全に違うと思っらっしゃいますが、その犯罪に関する規定を見たら同じです。同じであるよりか、横浜裁判のものはニュルンベルグ条例にきわめて近い。だいたいこれでちょうど時間になりましたので、あとはご質問を。

伊藤 そうすると、横浜裁判規定で1-aとされたものが……

茶園 横浜には実際に1-aに該当する戦犯人はおりません。

伊藤 それは東京裁判でやるということなんですね。それなのに、なぜ横浜裁判規定で1-aがあるのかと。

茶園 それは罪の種類ですから。管轄権の問題で、事件についての罪の種類が3つあると。その3つにはそれぞれ、大きい(メジャー)のと小さい(マイナー)のがあるんですから。

伊藤 だから、横浜裁判では1-aはないわけですね。

茶園 該当する人はいないわけです。それはもう全部、大物として行ってしまうわけなんです。それを初めに、巣鴨に捕まえてくる時からAとB・Cとは、いわゆる大物と小物とは分けております。大物としては107人容疑者が捕まる。そのうちから28人の被告が選ばれます。そして残りの者は、全部釈放されます。被告中の死者・疾病の3名をのぞいた25名が裁判を受けて7名が死刑になり、残りの者は、そのまま釈放されるまで巣鴨に拘禁されております。

伊藤 死刑判決が執行された後で、残りの人は起訴もされずに釈放ですよ。

茶園 裁判を受けた者はもちろん、無期になった者は無期、有期は有期で服役しますが、あとは全部釈放です。

伊藤 釈放ですね。だから、裁判が進行している最中にどんどん、起訴されなかった人が釈放されて、裁判が確定した後で残りの人達もみんな……？

茶園 いや、被告となった方はもう最後まで、それぞれが刑期を短縮されますが……。

伊藤 いやいや、そうじゃなくて、A級戦犯で、起訴されないでそのまま拘留されていた人がたくさんいたでしょう。

茶園 A級の方はね。そういう人は何もなく釈放です。

伊藤 起訴もないし。

茶園 はい。岸信介なんか総理大臣になりました。だからそれはそれでいいんですが、横浜裁判ではAは来ないのは、(a)という項目はあるけれども、いわゆる政治的な或いは軍事的権力者の意味の項目ですから、横浜では裁かなかったんですね。

伊藤 横浜裁判法規の1-aというのは、管轄権の問題ですよ。

茶園 もちろん裁判所の管轄権の問題ですが、「罪」の種類になっているので、「人」の階級についてのものではないわけです。

伊藤 でも、「この罪をした者は横浜裁判で裁く」という、管轄規定ではないわけですね。

茶園 横浜裁判におけるJURISDICTIONというのも、東京裁判でもそうになっていますね。それは、裁判所のもつ罪に関するところの裁判権ですから。罪を裁く権利ですから。従って、aやbやcに該当したものは裁くぞという意味です。

伊藤 横浜裁判でも。

茶園 はい。ところが、横浜にはaに該当した人がいないんですよ。ここへ連れて来ないんです。aに該当するような者は全部、巣鴨から市ヶ谷へ送っているんです。ですから、aという名目の犯罪人は横浜の場合は出てこないんです。被告がいないんですから。

伊藤 横浜で裁判を行った場合に、b、cというのは区別しているわけですか。

茶園 それができないから、していないんです。そういう判決文はどこにもないんです。「おまえはbとして判決するぞ」ということはないんです。ところが豪州軍裁判なんかでは、「おまえは指揮官だからbだ」「おまえは兵隊だからcだ」というふうな言い方を口頭で指示しまして、被告の中に「俺はB級になったんだ」「俺はC級になった」という言葉は、戦後しばらく残りました。しかしいまはもうほとんど言う人はおりません。本当はBだけでもいいんです。Cなんていうものが要る必要はないんです。ないけれども、アメリカの策略によって、現在もCが日本兵士だという印象を充分に残して来ています。しかも「C

＝反人道罪＝ナチ犯罪」の印象に組み込まれてしまうと云う悲劇が生まれて来ているんですネ。

伊藤 cはだから、実行者なのか、それともホロコーストのことを言っているのか。

茶園 裁判では結局、実行者として裁判しています。

伊藤 何を実行したんですか。ホロコーストですか。

茶園 いや、捕虜をぶん殴るとか。従来からの（conventionalな）戦争犯罪ですね。

伊藤 それがホロコーストでしょ。

茶園 いやいや。ニュルンベルグでいうcはホロコーストです。ホロコースト(holocaust)はヒトラーの大量虐殺です。これは日本にはないから、ホロコーストに該当する犯罪は全部、cのなかから退けたんです。そしてそれをb項目と一緒にしてしまったんですネ。だからB・Cというのは、従来からの（通例の）戦争犯罪だけなんですよ。そのなかで責任罰がcだという仕組みに変えていく。そうすると、日本にはホロコーストをやったような兵隊はいないけれども、うる覚えに状況を知っている者から見たら、日本にもcがあったんだと——。兵隊さんはみんなCなんだと……。Cはみんなホロコーストやったと——要するに犯罪内容のスリカエなんですね。巧みなゴマカシです。そういう印象を全世界に与えて、戦後50年きておるといことです。

伊藤 それは印象の問題ですか。

茶園 印象の問題……。その印象の問題で人間は動くんですから。特にそういうことについて言えば、日本の戦争犯罪について、ニュルンベルグ条例そのままやれば日本にはホロコーストはないという判決文がスラッと出て来ます。そうしますと、日本称賛の判決になりますね。戦争犯罪というものは、もちろん戦争に勝つためになされる国際法（戦争法）違反です。違法ですね。従って、ドイツのように自国民の、特に科学者のように置いておくほうが戦力になる人をも殺しますね。ああいう理念的な大量虐殺がcなんですね。しかも自国民。戦争目的と無関係に、たとえば人種の純化を図るために精神薄弱者を殺すとか、宗教的に容認できぬものとか、これはみなcです。

伊藤 それは、普通にいう戦争犯罪ではないですね。

茶園 だからスーパー戦争犯罪ですね。それがcなんですよ。ニュルンベルグ条例第6条のc項をよくご覧ください、そう書いてあります。そのなかで、日本には全然宗教的理由に基づくものはなかった——だから宗教的という言葉は省かれています……。religiousというのは消してあります。それから、against any civilian populationということも消してあります。これは「いかなる市民大衆」すなわち自国民を含むという意味です。自国民をも含むところの戦争犯罪というものは、東京条例では消してあります。しかも、最後の4行をcのなかに追い込んであります。そうしておいて、cのなかに従来戦争犯罪の責任罰を設けたんです。ですからダワー博士の言うように、cのほうがbよりも上なんです。それは原本（EMBRACING DEFEAT）に引用しているように東京条例第5条が完全な形で引用してあれば、その意味がよくわかるんですね。ところが日本訳のような誤訳では、意味が全然ちがってくる——。「岩波さん、この翻訳はだめですよ」と私は言うんですネ。

これ、「STARS AND STRIPES」から見て、1 - a がいまのような形できちっと決めつけができるまでには、本当に3年かかっています、気がつくまでに。大変いろんなことを申し上げましたが、自分の都合のいいような、また自慢げなことばかり申し上げまして、皆さんのお耳を汚しましたことを大変に恐縮に存じますが、そういうようなことでございますので、まだご質問の時間がございますので、どうぞ。

一寸最初に返りますが、『歎異抄』のなかの「一旦」というのが、「ひとたび」ではなくて「一応そうだ」ということについては、『歎異抄』はここにおける山本君から教えてもらったので、彼はお坊さんですからよく知っておられたんですが。そもそもこの字がここにあるということは、国語辞典を引けば入っています。歎異抄の一行。だけどその前後のことをあまり知らんものだから、電話をかけて。「……あれば」というのは、口語の場合は意味が同じなんです。というのは、私が昔、入学試験問題の委員だった時にある学校で、「次の問題に誤りがあれば正せ」とやったんですよ。「正せ」と、文語ですネ。そうしたら、誤りを10ほど入れてあったものが、試験の時には全部直っているんですよ。印刷所内部のウツカリミスです。そうしたらある知恵者がおって、「直してあったらそれは間違いなんだからそれで採点すればいい」と。ところが、「あらば」だったらよかったです。「あるならば」なら、なくても構わないわけです。ところが「あれば」は「あるから」なんです。それで誤りがなかったら出題者ミスというので、また夜中かけて印刷を差し替えたことがあります。あれで、「あれば」には懲りているんです。

一寸気の利いた駄洒落には勿体ないが、戦後になって教育勅語に夫婦仲良しを「鯛（いわし）」と書いてあると云う説が出た。同じ動物でも偕老同穴はその名の通りだが、「いわし」は聞いたことがない。よく確かめて見ると、小学校で校長さんが荘重に朗読する「夫婦相和シ」なんですネ（笑）。これが「夫婦はイワシ」と聞こえる。

伊藤 「一旦緩急アレハ」のところの話は、いちおうおっしゃっていることは、あるいはそうかなとも思うんですが、こういう勅語の文章のなかにあまり普通使われない「一旦」という言葉が、おっしゃるような意味で入ってくるということは、なかなかちょっと信じがたいのですが。

茶園 「一旦」という言葉が「一応」という意味であるという……。

伊藤 そういう意味で勅語のなかに入ってくるということですね。

茶園 それは、これの下書きは元田永孚です。彼は一流の儒学者でしょ。だから、「あれば」は「あるから」という意味で使っているんですよ。「一旦」も、私がいま解説したような意味で。当時はそれが普通で通っていたわけでしょう。われわれの時代になって、昭和になってから、「一旦」は「ひとたび」に固まってしまう。

ということは、兵役のことを血税と言うでしょう。いまは血税というのを字引で引くと、「酷な税」というのが最初に出ています。昔は第一義が兵役のことです。しかも私が小学校の時の、手紙を書く時の和英辞典があるんですよ。あれを見ると、血税のところの下に「ブラッド・タックス」と書いてあるんですよ。英語に「ブラッド・タックス (blood tax)」なんてないですよ。あれ、和製英語ですから。それじゃあいったい何かというと、アンポ・デュ・サン (Impôt du sang) ですね。フランス語なんです。フランス語は sang

が血、Impôt が税なんです。あれは西周が書いたんですからね。西周はフランス兵制研究者です。だから「西人之ヲ称シテ血税ト云フ」となるんですネ。それを今度逆に持っていくというと、「血税、それはブラッド・タックスだ」と。私も講演でだいたいそれを使っていたんですよ。それで大いに笑われた。「何を言うんか。あんな英語はないよ」と。それで慌てたこともあります。まったく失敗の積み重ねばかりでやってきておりますので、恥も外聞もないお話ではあります。そういうようなことで、いま申し上げたようなことが出てきたわけでありませう。

伊藤 ちょっとまだ違和感があるので。なんでここで普段使われないような、「一旦」ということがですね……。それは、いろんな人が添削しているわけですからね。

茶園 しかし、当時の明治人というのは、われわれ以上にこういうことについては敏感なはずですね。

伊藤 そうですね。勅語だからあえて文句は言わなかったということはあると思うんです。

茶園 大東亜戦争の始まったころにも、文法的な誤りがありますからね。それから、終戦の詔勅はもう大間違いが何カ所もあります。私は、安岡正篤師にも会って、1時間半ぐらいろいろな終戦の秘話を一人だけで聞きました。録音もしております。あの間違いを初めに見つけたのは、私は阿南大臣だと思っていたんですよね。ところがあれを見つけたのは松阪法務大臣だということを初めて聞きました。終戦詔勅は6カ所ありますからね。あれは書き直す暇がなかっただけのことですね。あれは、宮中でそれこそ天皇がお読みになる文も同じところが間違っているんですが、あれを直した、それを指摘したのは誰かというところ、天皇が指摘したということ直した本人が言っておりますね。そんなの大嘘ですよ。天皇は絶対にそんな事務的なことにはノータッチですから。天皇はご署名だけ、天皇印は宮内大臣ですネ。初めの御発言がありますね。その御言葉を勅語に直すのはいろんな人で、あれは川田瑞穂先生ですね。この方がやったものを修正したのが、安岡先生。先生は初め、起草者ということになっていたんです。それを修正（刪修）したのは私です。それを私は直したんだ。それを直すのに、15、6年はかかっています。だから、朝日の『人物事典』（昭和52年刊）のなかに起草者となっているのが、後の『人物事典』（平成2年刊）では添作者となっています。この訂正は、私の詔書原案発見の年（昭和56年）ですから、丁度10年が経っています。それはだいたい新聞で問題になりましたので。

伊藤 教育勅語の問題は、僕も全然いままで関心がなかったけれども、これはやっぱり「アラバ」のはずだと思っていたものですからね。だから、まだ引っ掛かるところはありますが。

茶園 ちょっと違和感がありますけどネ。だから、詔勅のほうが違っていたと思われるんですよね。

伊藤 はい。

茶園 明治人というのは、いまの人達よりもっと言葉には鋭敏ですよ。

伊藤 まあ、それはそうでしょうけれども。

茶園 間違いだとハッキリ言わないと。しかし、そこに書いてある半藤さんね。これ〈文

未資料Ⅰ-⑦)は徳島新聞から取ったんですけど、これは共同通信の配信ですよ。そうしたら、おそらく全国で1000万部以上は出ていますよ。そんなことを勿体ないとかどうだとかではなく、立派な国家文書を修正するなんてことは、半藤さんだけだと思いますね。

またこれも自慢話になりますが、私の今度出した『二・二六事件』は、主として共同通信の取材を通じて、全国42の地方紙に出たんです。全部で、だいたい1200万部の宣伝ということになって、割合に売れました。それでやっと、どこへ行っても楽に研究ができる。とにかく私らのようにあまり金のない者がやると、家計に食い込んでばかりおるものですから、家内がなかなか出してくれない。近頃になると、「まあまあ、あんたも少しはお金できたんだから」というようなことで研究費に多少は回すという、これはまったく恥も外聞もない話であります。最後の締めくくりとして、終わりにしたいと思います。こういうことをやるのが趣味で、食べんでもいいというぐらいの気持ちは持っておるということですね(笑)。どうも失礼しました。

伊藤 ありがとうございます。なかなかこういうことを考える余裕がないものですからね。さっきの「陸軍大臣告示」の問題にしても、「告示」という形式があるんですか。

茶園 当時の、これが入っておるところの東京湾要塞司令部の日誌は、「大臣の布告」となっていますネ。

伊藤 大臣の布告というものはあるんですか。

茶園 ええ、告示もありますよ。それは布告もあります。いわゆる文書のなかではですね。

伊藤 様式としてあるわけですか。

茶園 いや、様式じゃなくて、呼び方、言い方としてです。むしろ、「ヨリ」という以上に公文書的ですネ。

大久保 公式令の規定で、各省大臣は告示は出せるんですが、確か名前は「陸軍省告示」だと思います。「陸軍大臣告示」はなかったと思います。布告も、この時期は一切ありません。太政官が廃止されて以降、ありません。

伊藤 だって、「ヨリ」というふうなそういう……

大久保 だからこれは、題名なんじゃないかと思うんです。どこかで付いた題名なんじゃないでしょうか。

茶園 いや、「陸軍大臣ヨリ」として出したのは初めから出ているんですよ。それは初めから、いわゆる公文書と云うより、口頭伝達のメモ的なものと考えていたと思っています。

大久保 でも、東京警備司令部が隷下に入るべき部隊に出した時点では、ある程度公的な文書の流通ルートに乗っているわけですよ、当然。

伊藤 さっきはそうおっしゃったんだから。

茶園 だから、正式ルートを通して、「陸軍大臣ヨリ」という公文書が正式に出ているんですよ。

大久保 だから「ヨリ」は、東京警備司令部が出したものの題名なんじゃないかと思うんですが。

茶園 この文書の最初からの題名です。

小池 題名になってしまったんだと思うんですよ。もともとは、たとえば普通ならば通達

とか達しとかいう形で出て、前に柱が立って、最初にお話いただいた「東警密第3号」とかいう形で出てくるものなんですよ。普通の公文書はそういうものだと思います。「大臣ヨリ」といった場合には、普通は文章のなかに入っているんです。この一の前にね。大きさがこんなに大きくなって、「大臣ヨリ、一、二、三、四、五」という話があって、それを東京警備司令部が達しをしたという形が形態なんですよ。

茶園 その一寸前に出た「軍隊ニ対スル告示」というのも表題ですよ。これも、「陸軍大臣ヨリ」という表題の公文書です。

小池 だからある意味で悪く言ってしまうと、東京警備司令部が責任を陸軍大臣に押しつけて（笑）。

茶園 東京警備司令部というのは、普段は一種の役所なんですよ。それが戦時警備令が出たために急に力を持って、天皇直属となる。三司令部への警備上の命令権については大臣以上です。しかし旧来の師団とかは、軽く見ているんですよ。

小池 隷下に置く形になるんでしょうけれども。

茶園 隷下になったから指示を出したと。

小池 だから、こういう形の文書をつくったんでしょうね。

伊藤 一種の怪文書だというふうに考えても、それは無理ないですね。

茶園 いや、ハッキリ怪文書ですよ、これ。だって、形式の整わない文書が正式のルートを通ってきた訳ですからネ。

小池 さらに告示になれば、特に怪文書になると思うわけですね。

茶園 そうです。先の怪文書が表題を替えて（「ヨリ」から「告示」へ）現れるんですからネ。とにかく、怪文書であるという問題以上に、はるかに、あの2・26事件が怪事件ですからね。だから、そんなことを言っている暇がないという、たとえば荒木大将なんかはそんなんじゃないですか。何とかして収拾をしたいと。

伊藤 でも、被告はもうこれにしがみついているわけでしょう。

茶園 そうですね。反乱軍のほうでしょ。

伊藤 そうです。

茶園 反乱軍はこれにしがみついて、それに一旦は警備部隊に組みこまれる（「軍隊ニ対スル告示」による）。だからもう、それを強引にはね除けたのが、昭和天皇ですから、彼らが最後に天皇を恨み、人々を恨んで死ぬのも無理がないんですよ。「おまえら志士だ、志士だ」と言っておいて、すぐに罪人に仕立て上げるんだから。そういうようなことを通じて、しかしあれによって日本の軍国主義的なものが急速に進展していきますからね。

伊藤 考え方によるんですけども、つまりあれによって、もし皇道派グループが強硬派だとしたらこれで抑えられたわけですから、だから早まったんじゃなくて収まったという解釈だってあり得るわけです。

茶園 それはそうですね。

伊藤 だから、よく2・26事件を切っ掛けにということが言われますけれども、私はそれは嘘だと思っております。

茶園 まあ、その解釈はいろいろできますが、ただ文書を押さえていくということから言

いますと、いま言った「陸軍大臣ヨリ」という当時でもたった三枚しかない陸相布告の一つが、発見されたということは、私にとってはいくら声を大にして言っても恥ずかしくはないんじゃないかとは思っているんです。

伊藤 それはそうですよ。ただ、その文書が、要するに公式な文書としてではなくて、一体いかなる文書なのかということですね。これ、政治的には確かに非常に大きな役割をしますけれども、公式の文書としてはちょっと考えられないしですね。

茶園 考えられないけれども、はっきり司令部から部下に対して出しているんですから、はっきりと公式の文書ですよ。しかも部下のほうで、東京湾要塞司令部は受付印を押し、そしてここではいま問題になっていないところの「軍隊ニ対スル告示」と、同時に受け付けているんですから。そして東京地検には、これと違いますけれどもほぼ同じ文面のものがガリ版刷（第一師団の改竄文書）があります。

ですから、これについて簡単に言った時にある学者からも言われたんですが、「じゃあ、あんたが言っている史料が見つかって、それが将来にどういう影響があるのか」と。つまらぬことを聞く人が多いわけです。ところが、歴史を訂正するという——もっと端的に云えば「資料集」の一カ所を訂正すること自体がすでに大きな影響だと思えますよ。だから『日本近現代史料選』の安岡昭男先生なんかも、すでに手紙をもらっています。あの方はたくさん出しているでしょう。「さっそく直さないかんと思っております」という、お便りですネ。

私はだいたい出身が西洋哲学ですから、概念の確定ということがいちばん問題なんです。そのためには具体的なものの真偽判定、そしてそれらのものの総合的判断によって、知識を確定していくということが、まあフィロソフィア（φιλοσοφία）ですからね。それはもう、知を愛するというのはそういうものだと思って、だからこんなことも言って哲学会で発表すると、「それは歴史学会に行ってやれ」というようなことを言われますけどね（笑）。

伊藤 これは哲学じゃないでしょうな（笑）。

茶園 いや、人間の営みというものに対して、基本的なものを考えて、人生哲学という言葉もあるじゃないかというような、そういう意味では言えますけれどもね。これにはまあ、多少無理がありますけれどもネ。

伊藤 そうですね（笑）。いやいや、どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

（終わり）